

広島市条例第47号

令和8年9月28日

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

広島市こども療育センター条例（昭和49年広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「育成園」を「ふたば・いくせい園」に、「第13条」を「第1

「第3節 二葉園（第14条～第16条の2）

4条」に、第4節 山彦園（第17条～第19条）を「第3節

第5節 愛育園（第20条～第22条）」第4節

山彦園（第15条～第17条）

に、「第23条・第24条」を「第21
愛育園（第18条～第20条）」

条・第22条」に、「くすのき園（第25条）」を「わかば・くすのき園

（第23条」に改め、「第3節 わかば園（第26条）」を削り、「第2

7条・第28条」を「第24条・第25条」に、「第29条」を「第26

条」に、「第30条～第40条」を「第27条～第37条」に改める。

第3条第2項中「知的障害」の右に「又は上肢、下肢若しくは体幹の機

能の障害」を加え、「育成園」を「ふたば・いくせい園」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第5条第2項中「知的障害」の右に「又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害」を加え、「くすのき園」を「わかば・くすのき園」に改め、同条第3項を削る。

第2章第2節の節名中「育成園」を「ふたば・いくせい園」に改める。

第11条を次のように改める。

(業務)

第11条 ふたば・いくせい園は、次の業務を行う。

- (1) 法第43条に規定する施設として、主として知的障害又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害のある児童を保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて当該児童の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと。
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

第12条及び第13条中「育成園」を「ふたば・いくせい園」に改める。

第2章第3節を削る。

第2章第2節中第13条の次に次の1条を加える。

(居宅訪問型児童発達支援に係る利用資格)

第14条 第11条第2号の業務に関しふたば・いくせい園を利用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児とする。

第 17 条中「掲げる」を「規定する」に改め、第 2 章第 4 節中同条を第 15 条とし、第 18 条を第 16 条とし、第 19 条を第 17 条とし、同節を同章第 3 節とし、同章第 5 節中第 20 条を第 18 条とし、第 21 条を第 19 条とし、第 22 条を第 20 条とし、同節を同章第 4 節とし、第 3 章第 1 節中第 23 条を第 21 条とし、第 24 条を第 22 条とする。

第 3 章第 2 節の節名中「くすのき園」を「わかば・くすのき園」に改める。

第 25 条中「第 11 条」の右に「（第 1 号に係る部分に限る。）」を加え、「くすのき園」を「わかば・くすのき園」に改め、同条を第 23 条とする。

第 3 章第 3 節を削る。

第 4 章第 1 節中第 27 条を第 24 条とし、第 28 条を第 25 条とする。

第 29 条前段中「第 11 条」の右に「（第 1 号に係る部分に限る。）」を加え、同条後段を削り、同条を第 26 条とし、第 5 章中第 30 条を第 27 条とする。

第 31 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「第 23 条及び第 27 条」を「第 21 条及び第 24 条」に改め、同条第 9 項中「育成園、二葉園」を「ふたば・いくせい園」に、「くすのき園、わかば園」を「わかば・くすのき園」に改め、同条第 11 項中「第 14 条第 2 号」を「第 11 条第 2 号」に、「二葉園」を「ふたば・いくせい園」に改め、同条を第 28 条とし、第 32 条から第 40 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。